

2026年1月26日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシブル・コード（仮称）（案）に対する意見

AI法研究会 政策提言部会有志（別紙参照）

（担当者）

阿部・井窪・片山法律事務所

AI法研究会 政策提言部会 部会長

弁護士 柴山 吉報

AI法研究会 政策提言部会有志は、AIに関する法律・倫理を研究する弁護士、研究者、技術者、企業経営者等の集まりであるAI法研究会のうち、プリンシブルコード案に意見がある者が集まり、議論し、本意見を作成した。適正な知的財産権の保護とAI開発・利用の促進を図ることを目的として意見を作成した。

1 「1.総論」について

（1）「（1）基本的な考え方（目的）」について

① 意見1

意見の要約：

- ・ プリンシブルコード案にコンプライ・オア・エクスプレインという事実上強制となる手法を導入すべきではなく、純粋なガイドラインとして整備すべきである。

意見内容：

プリンシブルコード案はいわゆるソフトローであり、生成AI事業者において強制的な開示を求めるものではないとされている。しかしながら、以下の点からすると、プリンシブルコード案は事実上の強制的な制度として機能することが懸念される。

- ・コンプライ・オア・エクスプレインは、コンプライに誘導するための手法であり、その実施には事実上の強制力を伴うものである。
- ・実際、プリンシブルコード案と同様に「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用しているコードポレートガバナンス・コードにおいては、「コンプライ」

ではなく「エクスプレイン」が選択されることはほとんどない。東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況」(2022年7月14日時点)によれば、項目によって異なるものの、コンプライ率は概ね90%を超えており、

- AIの利活用を推進するためには、政府調達や補助金が重要となるところ、プリンシップルコード案の取組み状況によって政府が実施・運用する各種の事業や制度等において一定のインセンティブを設けることが示唆されており、AI事業者にコンプライすることが事実上強制される方向に働く。

さらに、日本は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」を制定し、EUのAI Act(以下、単に「AI Act」という。)のようなハードロー規制を行わない立場を採用したうえで、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」にするという戦略を打ち出しているのであるから、このような事実上の強制力を持つ形でガイドラインを制定するべきではなく、また、これまでの日本のAI戦略と整合性が取れない。

よって、プリンシップルコード案は、一定の事項の実施を推奨する内容とするべきであり、コンプライ・オア・エクスプレインという手法を採用するべきではない。

② 意見2

意見の要約：

- 国際整合性を確保するべく、AI Actではなく広島AIプロセスレポーティングフレームワークに立脚した設計とすべきである。

意見内容：

本プリンシップルコード案が参考にしているAI Actは、そもそも国際的に標準的なルールになっていない。さらに、AI Act自体も、イノベーション確保や煩雑な規制を排除するため、EU自身が規制の軽減化を提案しており、AI Actの中心であるハイリスクAI規制も適用開始時期が延期されている。

EU以外を見ても、AI Actのような具体的な実施事項を細かく定めるルールは極めて少数であり、むしろ、AI Actのような規制を導入することを検討した結果、断念している国の方が目立つ状況である。

国際的な透明性確保のための取り組みとしては、日本が主導した広島AIプロセスに基づくレポーティング・フレームワークが存在し、現在ではOECDが所管している。世界的なAI開発企業や多くの日本企業を含め世界中の企業が参加しており、OECDにより管理されていることからも、これこそが国際整合性の確保された透明性のための枠組みであり、プリンシップルコード案は、広島AIプロセス・レポーティング・フレームワークに立脚した内容にするべきである。

③ 意見 3

意見の要約：

- AI Act よりも重い義務を課すべきではない。

意見内容：

原則 1 は AI Act を参考にしているが、その範囲や対象において、一部 AI Act より広範な規律となっている。また、原則 2・3 については AI Act にも存在しない独自の制度となっている。近年、AI Act に対しても、欧州委員会が規制の簡素化を提案している中で、日本がこのような一般的と言えない規律を採用した場合、日本企業のみが厳格な規律を事実上強制され、かかる規律のもとで AI 開発や利活用を行わなければならなくなる事態が生じることが懸念される。AI の開発競争の場から日本が除外されてしまい、結果として日本がコントロールできない中で AI の開発競争が進み、日本企業が有する著作権等の保護の実効性がかえって失われることも懸念される。

また、AI Act の適用を受けている国際的 AI 開発企業等としても、AI Act 以上の対応を日本市場のためだけに行うことになるが、AI Act の成立時に、EU でのサービス提供を見直すことを検討すると述べた AI 開発企業もあり、国際的な AI 開発企業において、より小さな日本の市場のために、プリンシップルコード案に基づいた対応がどこまでなされるのかも不明である。

よって、日本の産業競争力を阻害し、実効性に疑問がある AI Act よりも重い規制を行うべきではない。具体的な例としては、以下の点である（ただし、これに限られるものではない。）①AI Act での General Purpose AI model (GPAI) よりも広く「生成 AI」を適用対象としている点、②原則 1(1)アにおける開示方法をウェブページによる一般公開としている点、③原則 1(2)において AI Act の Code of Practice とは異なり、列挙の事項の実施のみならず、対応状況の開示を求めている点、④原則 1(2)において著作権ポリシーのサマリの開示について、AI Act では開示を推奨するにとどめているが、プリンシップルコード案では、開示を求めている点、⑤原則 1(2)において、来歴情報など AI Act で求められていない開示事項が存在する点などである。

(2) 「(2) この文書の適用を受ける対象」について

① 意見 1

意見の要約：

- プリンシップルコード案の適用対象に生成 AI 提供者を含めるべきでない。

意見内容：

国際整合性の観点及び日本の AI 利活用に過大な負担をかけることを避けるという観点から、プリンシップルコード案の適用対象は少なくとも生成 AI 開発者に限定すべきであり、生成 AI 提供者を含めるべきではない。

まず、国際整合性の観点からは、EU AI Act ですら生成 AI 提供者に相当する事業者は適用対象としていない。すなわち、EU AI Act では、「汎用目的 AI モデル」について一定の規律を設けているが、規律の対象とされるのは汎用目的 AI モデルのプロバイダーである。汎用 AI モデルのプロバイダーとは「有償か無償かを問わず、自己の名称または商標で市場投入する又はサービスを開始させる目的のために、AI システムまたは汎用目的 AI モデルを開発し、もしくは AI システムまたは汎用目的 AI モデルを開発させる自然人または法人、公的機関、専門機関又はその他の組織」を指しており、プリンシップルコード案で定義される「生成 AI 開発者」は含まれる可能性はあるが、「生成 AI 提供者」は基本的に含めていない。

次に、AI 利活用の観点からも、規律の対象が広範に過ぎる。生成 AI 提供者の定義からすると、顧客に対して自社ウェブサイトなどで問い合わせのチャットサービスを提供する企業や、家電・自動車等の販売企業なども、生成 AI が組み込まれていれば、適用対象となりうるよう読める。

つまり、BtoC サービスを提供する企業では、顧客向けに生成 AI を用いたサービスを提供した場合、多くが生成 AI 提供者に該当しうる。そうすると、生成 AI を組み込んだ SaaS を提供するような場合、そのたびに原則 1 の開示や原則 2・3 の対応についての準備を行う必要が生じかねないが、かかる帰結は企業の生成 AI 導入のインセンティブをなくすのに十分であり、生成 AI の利活用に致命的に悪影響を与えるため、日本が AI で「反転攻勢」するといったことは到底なしえない事態を招く。

② 意見 2

意見の要約：

- ・ プリンシップルコード案の適用例外を認めるべきである。

意見内容：

プリンシップルコード案の適用の例外として、以下のものを定めるべきである。

- ・ フリーオープンソースライセンスのもとに公開されているモデルのプロバイダーの適用除外
- ・ 学術研究目的の適用除外
- ・ スタートアップ及び中小企業等の適用除外

まず、AI Act では、フリーオープンソースライセンスのもとに公開されているモデルのプロバイダーは一部の義務は適用されないこととされている（53 条 2 項）ことに加え、科学研究目的等の除外や中小企業（スタートアップを含む）についての配慮が定められている（前文 109 項）。一方でプリンシップルコード案ではこのような例外はなく、AI Act を基準にしたとしても国際整合性を損なうものとなっている。

また、かかる適用例外はイノベーションの観点から不可欠である。まず、1社ごとの研究開発の予算が非常に限られている我が国においては、オープンイノベーションの取組みが不可欠であり、そのためにはフリーオープンソースライセンスのもとに技術を公開する取り組みのインセンティブ確保が必要である。しかるに、無料で技術を公開する取り組みに対し、対応にコストがかかるプリンシップルコード案が適用されるとなると、フリーオープンソースライセンスのもとに技術を公開する取り組みは期待できなくなる。したがって、フリーオープンソースライセンスのもとに公開を行う場合は除外すべきである。

加えて、イノベーション実現のためには、スタートアップ、中小企業及び機動的な取組みや学生等による取組みを促進すべきであり、これらについても適用を除外すべきである。この点に関し、AI推進法案附帯決議においては、AI関連産業のイノベーションと健全な競争を促進するため、必要に応じてスタートアップを含む新規参入者に係る障壁を撤廃し、公正で開かれた市場環境を整備することが求められていることにも留意が必要である（6号）。さらに、イノベーション実現のためには学術研究目的のものについても適用を除外すべきものは言うまでもない。

③ 意見3

意見の要約：

- ・受入表明文書を生成AI事業者に求めるべきではない。

意見内容：

プリンシップルコード案は、生成AI事業者は「この文書に定める各原則を受け入れる旨」の文書を内閣府知的財産戦略推進事務局に届け出るものとしている。このようない一定の事項を誓約させる書面の提出を任意で求めるることは憲法や行政法に違反し、違法となる可能性がある。

行政機関が事業者に対して報告や資料の提出を求める場合、比例原則（目的と手段の均衡）が適用され、目的に対して制約の程度が過度でないことが求められる。国が事業者に対して一定の事項を誓約させる書面の提出を求めるることは、法令に根拠があり、内容が合理的かつ必要な範囲である場合には適法であるが、そうでない場合には違法である。プリンシップルコード案は、法律の根拠に基づくものではない上に、本パブリックコメントで述べるように、内容が合理的かつ必要な範囲でない部分が多いため、生成AI事業者に対して一定の事項を誓約させる書面の提出を求めるることは違法となる可能性がある。

したがって、「この文書に定める各原則を受け入れる旨」の文書を生成AI事業者に求めるべきではない。

2 「2.この文書が示す原則及び例外」について

(1) 「(1) この文書が示す原則」について

ア 「原則 1」について

透明性の確保や知的財産権を保護するという目的と、生成 AI 事業者に対して、利用者及び権利者を含めたすべての者に対して一定の情報を閲覧可能な状態にするという要求との間に合理的な関連性はなく、閲覧可能にされた情報を悪用しようとする者がいること等を考慮しても敢えてそのような状態にすべき必要性・合理性は何ら説明されていない。実際、個別の開示項目を公開しても、生成 AI システムの開発や提供の実態が国民一般に透明になって、生成 AI に対して向けられている社会や国民の不安が払拭されることになるわけではない。むしろ、このような情報公開の要求は、著作権をはじめとする知的財産権の保護に直結するものではないだけでなく、営業秘密の侵害や、AI システムの開発プロセスや利用等に対するサイバー攻撃といった悪用されるリスク等の看過し難い副作用すらもたらすものである。例えば、利用するデータセットを開示した場合には、そのデータセットにデータ汚染攻撃が仕掛けられる可能性がある。このように情報の公開は、ハッカーにその情報を提供することになり、現状のプリンシップルコード案はサイバーセキュリティ上のリスクを増大することになる。現状、公開された悪用する者も存在するということも考慮に入れた制度設計をすべきであり、情報を全世界に公開する制度はサイバーセキュリティを考慮に入れないナイーブすぎる考えであると言わざるを得ない。

そのため、原則 1 全体について、その政策目的と、当該目的に照らした要求内容の必要性・相当性を慎重に見直し、「設計仕様」や「モデルのトレーニングプロセスの内容」等の項目は削除するか、営業秘密やセキュリティ上のリスクのため開示が困難である、データ提供者との守秘義務上開示が困難である等の説明を以て「エクスプレイン」として十分である旨を明確にする修正を行う必要がある。

(ア) 「原則 1(1)ア 使用モデル関係」について

使用モデル関係に関する情報の開示は、そもそも著作権をはじめとする知的財産権の保護に直結するものではなく、利用者による生成 AI の安全な利用を担保するものでもない。むしろ、バージョン、ライセンス、トレーニングの方法、パラメータの設定等の情報を公につまびらかにすることによって、営業秘密の侵害や、AI システムの開発プロセスや利用等に対するサイバー攻撃といった悪用されるリスク等の看過し難い副作用をもたらすおそれがある。

使用モデル関係に関する情報は、生成 AI システム開発者が、当該開発者に対して守秘義務を負った生成 AI サービス提供者との関係で提供をすれば足りる性質の情報であり、現にコード案が参照している EU の AI Act においてもそのような制度設計がとられている。このような観点からも、使用モデル関係の情報を敢えて公に何らの制約もなく閲覧可能な状態に置くべき必要性・合理性はない。

そのため、「設計仕様」や「モデルのトレーニングプロセスの内容」といった事項は開示対象から外すか、営業秘密やセキュリティ上のリスクのため開示が困難である等の説明を以て「エクスプレイン」として十分である旨を明確にする必要がある。

(イ) 「原則 1(1)イ 学習データ関係」について

どのようなデータをどのような方法で収集し、その中からどのようなデータをどのような形態で学習や検証に供するかは、物品の製造工程と同様、生成 AI 事業者にとってのノウハウそのものであって、一般に公開することを政府機関によって要請されるべきものではない。特に用いた公開データセットの名称や「その他の手段で収集されたデータ」の内容は、ノウハウとなりうる可能性が高い。

また、合成データの利用の有無や目的のような事項を公開したとしても、生成 AI に対して向けられている社会や国民の不安が払拭されることになるわけでもなければ、何らかの知的財産権が保護されることになるわけでもない。

さらに、生成 AI システムの開発等のために常にクローラが利用されているわけではなく、敢えてクローラに関する項目を別建てする必要性は乏しい。また、クローラによる著作物の複製は、著作権法 30 条の 4 で原則として適法とされているのであり、クローラに関する情報を公開することが、著作権侵害の防止等に繋がるものではない。仮に、クローラに関する開示が、特定のクローラを著作権者が、拒否する利益を守るための情報開示であれば、それは著作権以外の利益を保護しようとするものである。

そのため、このような副作用を考慮して、学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項や、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子等の事項は開示対象から外すか、営業秘密やセキュリティ上のリスクのため開示が困難である、データ提供者との守秘義務上開示が困難である等の説明を以て「エクスプレイン」として十分である旨を明確にする慎重な再考、修正が必要である。

(ウ) 「原則 1(1)ウ アカウンタビリティ関係」について

AI システムとの関係でのアカウンタビリティとは、「AI に関する事実上・法律上の責任を負うこと及びその責任を負うための前提条件の整備に関する概念」であると定義されている（AI 事業者ガイドライン ver1.1 脚注 34）。また、広島 AI プロセスにおいても、（透明性の一要素としてアカウンタビリティが求められているのではなく、）透明性の確保を通じて、アカウンタビリティの向上が図られるものとされている（高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範 3）。これらの既存の日本政府が関与した AI 関係の政策における「アカウンタビリティ」と見比べると、原則 1 における「アカウンタビリティ」は生成 AI システムの開発実態を社会に公表するという意味で捉えられており、AI に関する日本政

府のこれまでの政策方針から逸脱した要求内容になっているおそれがある。

仮に、AI 事業者ガイドラインにおける答責性との意味でのアカウンタビリティに関する事実の開示を求めているとしても、本箇所の記載は、アカウンタビリティに関する適切な理解に基づいていない。すなわち、本箇所は、AI 事業者ガイドライン 19 頁以下のアカウンタビリティに関する記載を流用しているが、同ガイドラインでは、アカウンタビリティの要素として、独立なものとして、①トレーサビリティの向上、②責任者の明示、③関係者の責任分配等の要素が列挙されている。しかし、プリンシップコード案では、AI 事業者ガイドラインのアカウンタビリティにおいて①トレーサビリティの解説として記載されている「データの出所、AI システム・サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡求が可能な状態を確保する」との記載をベースにした文章の詳細としてかっこ書きで AI 事業者ガイドラインのアカウンタビリティの要素を列挙している。このため、AI 事業者ガイドラインのアカウンタビリティの概念と全く異なる。

また、生成 AI 事業者の社内における意思決定内容等は明確な営業秘密やノウハウであって、一般に公開するようなことは想定されておらず、かえって自由で創意工夫をこらした社内での議論、意思決定が阻害されるおそれがある要求である。また、ステークホルダーへの具体的な対応は、まさに当該ステークホルダーとの関係においてきちんと対応がなされていれば足りるのであって、敢えて一般に公開することを求めるに、かえって一般に公開されることを想定して委縮した対応しかとれなくなる副作用が想定される。そのため、このような副作用を考慮して、この項目は開示対象から外す修正が必要である。

(エ) 「原則 1(2) 知的財産権保護のための措置」について

① 意見 1

知的財産権の保護に限らず、適用がある法律を遵守することは各事業者のコンプライアンス上当然の事項であるし、知的財産権を保護する対応をとる旨を一般に開示することが知的財産権の保護に直結するわけでもない。日本の著作権法上も、これまで、著作権法の遵守状況に関する情報開示が著作権の保護につながることを前提とした制度設計や規定を定めたことはない。むしろ、コード案が参照している EU の AI Act 53 条に関するガイドラインである Code of Practice においてすら、この原則 1(2)に相当する要素を実施、遵守することを求めているにすぎず、その取組み状況の公開までは法的に求められていない。一般的にはこれらの知的財産権の保護に対する取組みは営業秘密であり、一般に公開すべき事項とは言い難い。

もちろん、適用がある法律の下で保護されている知的財産権を確保する必要があること自体は確かであり、必要な措置を実施すべき旨を奨励することは必ずしも不

適切とは言えないが、あくまでも各事項への対応を推奨するにとどめるべきものであり、その「対応状況を開示」することを求めるることは適當ではない。

② 意見 2

robots.txt は、本来はサーバ負担の分散や SEO のためのプロトコルであり、著作権保護を主な目的としたプロトコルではない。特に日本国外では広く遵守されているとは言い難い状況にあり、robots.txt を遵守した日本の AI 開発者が国際競争で劣後することになる。ペイウォールによるアクセス制限についても、ペイウォールの存在によって著作権を含む知的財産権が発生したり、知的財産権が強化されたりするものではない。

むしろ、文化庁が策定した AI と著作権に関する考え方においては、robots.txt のあるコンテンツをクロールしたとしても、そのこと自体が直ちに著作権侵害を構成するものではなく、著作権法 30 条の 4 に基づいて適法に実施可能である旨が確認されていた。著作権法上の適法違法を問わず、robots.txt の遵守を求めるることは、著作権法で保護されている利益以外の利益の保護を求めるものである。

このように、ペイウォールによるアクセス制限や robots.txt の尊重は、知的財産権の保護とは直接関係しない事項であって、知的財産権の保護という目的に基づいて実施を求めることが適當な事柄ではない。

著作権侵害となるようなペイウォール侵害や robots.txt 不遵守のみを実施事項にするべきである。

③ 意見 3

電子透かし、C2PA その他の生成 AI が output するコンテンツの出所や来歴を証明する技術については、世界的に確立したものがあるわけではなく、国内外で依然として研究開発が継続している。また、そもそもこうした生成 AI 出力コンテンツの出所や来歴の証明をすることが、当該出力に利用されたかもしれない著作物等の知的財産権の保護に直結するわけではない。実際、コード案が参照する EU の AI Act においても、Code of Practice 著作権編にはこの要素は掲げられておらず、コンテンツの閲覧者との関係で詐欺の防止等を目的とする AI Act 50 条に類似の規定が存在している。

このように、コンテンツの出所や来歴を証明する技術の利用は、知的財産権の保護とは直接関係しない事項であって、知的財産権の保護という目的に基づいて実施を求めることが適當な事柄ではない。

イ 「原則 2」について

① 意見 1

意見の要約：

- ・弁護士会照会、調査嘱託等の既存の証拠収集制度に基づく開示請求及び開示（以下「開示等」という）のみを許容すべきであって、原則2に基づく開示等を認めるべきではない。したがって、「調査嘱託等の既存の証拠収集制度に基づく開示請求があつた場合」という条件を付すべきである。
- ・また、仮に原則2に基づく開示等を認めるとしても、その要件は厳格化したうえで、AI事業者に対してはあくまで努力義務を課すという内容に修正するべきである。

意見内容：

- ・既存の証拠収集制度のうち、提訴前における証拠収集を認めるものとして、(1)提訴前照会（民事訴訟法（以下法令名略）132条の2）及び(2)提訴前証拠収集処分（132条の4）がある。このうち、まず、(1)の提訴前照会は、(ア)提訴予告通知が被告となるべき者に到達されてから4か月以内に限り、(イ)訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、(ウ)相当の期間を定めて、書面で回答することを要請できるとする制度であるが、通知者は、提訴後の当事者照会で禁止されている照会（意見を求める照会、被通知者が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会、具体的又は個別的ではない照会、既にした照会と重複する照会等）や、相手方の営業秘密に関する照会はできないものとされている（132条の2 第1項第1号、第3号）。さらに、(2)提訴前証拠収集処分についても、(1)提訴前照会と同様に厳格な必要性要件等が設けられている（132条の4）。
- ・また、提訴後の証拠収集方法のうち、調査嘱託（186条）や当事者照会（163条、民事訴訟法規則84条）についても、文書に所定の事項を記載したうえでこれを裁判所等に提出することが求められているほか、当該申立てが認められるためには、要証事実との関連性や必要性要件等の一定の要件を満たす必要がある。さらに、最終的に申立てを認めるかの判断にあたっては、裁判所や各弁護士会による一定の裁量が認められている。なお、提訴の前後問わず行われ得る弁護士会照会（弁護士法23条の2）についても、同様にこれらの要件を満たす必要があるものとされている。
- ・以上のとおり、既存の証拠収集制度は、濫用的な申立てを防止し、証拠を開示する相手方に過度な負担をかけることを回避するために、一定の厳格な要件のもとでのみ証拠開示請求を認めたうえで（なお、提訴「前」の証拠収集制度に関しては特に濫用的な申立てを防止する必要性が高いという考慮から、より厳格な要件が設けられている）、その要件充足性について、各弁護士会や裁判所等の法律の専門家に判断させている。また、争点との関連性等を考慮し、証拠を開示させるか否かについての裁量的判断を行わせている。他方、原則2に基づく開示請求は、「自らの権利又は法律上保護される利益の実

現のために訴訟提起・・・その他の法的手続を現に行い又は法的手続の準備をしている者」であれば誰でも可能であるうえに、当該請求にあたり、裁判所への申立てや疎明資料の提出等も不要であることから、原則 2 に基づき、膨大な数の者から、(濫用的な申立ても含めた) 申立てがなされる可能性が相当程度存する。そして、本コード案を前提とすれば、このように膨大な数の申立てがなされた場合においても、基本的には、AI 事業者において、相応の人的・時間的コストをかけて各種書類の精査や申請者からの事情聴取等に対応し、当該各要件の充足性の判断を行う必要があるうえに、各要件を充足すると判断した場合には、その必要性の程度や争点との関連性の大小の如何にかかわらず、開示を行うことが求められるが、これは、AI 事業者に対して過度な負担を求めるものに他ならない。さらにいえば、原則 2 の各要件が充足されているかを判断するにあたっては、一定の法的判断を行う必要があると考えられるところ（例えば要件①に関し、申出人が著作権者であるか等）、法律の専門家ではない AI 事業者にとってかかる判断を行うことは非常に困難である。加えて、原則 2 により保護される法益である著作権について、生命・身体の安全等の重大な保護法益と比肩すべき程の重要性があるとはいえない。

- 他方で、著作権者は、訴訟等の法的手続の中で既存の証拠収集制度を用いれば足りるから、そもそも、原則 2 に基づく開示等を認める必要性は低い。
- なお、情報流通プラットフォーム対処法に基づく IP アドレス等の発信者情報の開示請求についても、(1)当該情報の流通にとって自己の権利が侵害されたことが明白であること(2)発信者情報の開示を受ける正当な理由が存すること等の一定の厳格な要件を満たす場合に限り、これを行うことが認められていることからすれば（情報流通プラットフォーム対処法 5 条 1 項、2 項）、仮に、原則 2 に基づく開示等を認めるとしても、少なくとも一定の追加的要件を課すべきである。また、上記のとおり原則 2 に基づく開示を行う場合には AI 事業者に過度な負担が生じ得ることに加え、インターネット上の違法・有害情報により自己の名誉権等を侵害された者が、権利侵害者（発信者）に対して不法行為に基づく損害賠償請求等の法的措置を講じるためには、同法に基づく発信者情報の開示を受けることが必須である一方、原則 2 に基づく開示を受けなくとも、自己の著作権を侵害した者に対して法的措置を講じることは可能であること等も踏まえれば、仮に、原則 2 に基づく開示等を認めるとしても、AI 事業者にはあくまで開示に係る努力義務を課すという内容に修正すべきである。

② 意見 2

意見の要約：

- ・ AI 事業者の営業秘密やノウハウ等の保護を理由とする開示拒否が認められることが明確化すべきである。

意見内容：

原則 2 の要件 2 において「開示を求める者が当該目的以外で利用しないことを誓約していること」との要件が課されているが、当該誓約書のみではノウハウ等の流出を事前に抑止する方法として不十分であるうえに、特に重要なノウハウ等が流出した場合には、事後的な財産的補填を受けるだけは不十分なケースも想定される。ノウハウ等の流出を事前に抑止するためには、既存の証拠収集制度の要件と同様、営業秘密等は開示対象から除かれることを明確に記載すべきである。なお、本コードにおいて、「また、開示の求めに係る各事項が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。」と明記されていることからすると、AI 事業者において、営業秘密を理由とする開示拒否が認められる余地があると解されるが、上記の理由からして、かかる対応のみでは不十分であって、あくまで原則 2 の要件として明確化すべきである。

ウ 「原則 3」について

① 意見 1

意見の要約：

- ・ 既存の証拠収集制度に基づく開示等のみを許容すべきであって、原則 3 に基づく開示等を認めるべきではない。したがって、「調査嘱託等の既存の証拠収集制度に基づく開示請求があった場合」という条件を付すべきである。
- ・ また、仮に本コード案に基づく開示等を許容するとしても、その要件を厳格化したうえで、AI 事業者に対してはあくまで努力義務を課すという内容に修正するべきである。

意見内容：

原則 3 は、主として、AI 事業者の提供するサービスを用いて生成コンテンツを開いたところ、著作権者から著作権侵害の警告を受けた場合を想定したものであると考えられる。もっとも、この場合には、既に一定の紛争状態にある以上、弁護士会照会や調査嘱託等の既存の証拠収集制度によるべきであり、かつ、それで足りるものと考えられる。AI 事業者が原則 3 に対応するためには過度な負担が生じると考えられることから、既存の証拠開示制度の枠組みを超えて、著作権に関してのみこのような開示制度を設ける必要性は低い。

また、仮に認めるとしても、濫用的な申立て等を防ぎ、AI 事業者に過大な負担が生じることを避けるため、一定の追加的要件を課したうえで、AI 事業者にはあくまで開示に係る努力義務を課すという内容に修正すべきである（詳細な意見内容は基

本的に意見2と同様である)。

② 意見2

原則2の意見2と同様

(2) 「(4) その他の事項」について

政府において、各事業者の公表内容や具体的な取組の状況等を評価し、政府が実施・運用する各種の事業や制度等において、一定のインセンティブを設けた場合には、AI事業者において相応のコストをかけて本コードを遵守することを事実上強制されることにもなりかねない。さらに、コスト等の関係上、本コード案を遵守できなかった国内のAIスタートアップ企業が、政府が実施する各事業等の選考場面で不利な立場に置かれ、日本のAI事業者の競争力向上が実現できなくなる懸念がある（逆に、本コード案を事実上遵守せざるを得なかったことに伴い本来の事業活動を行うことが阻害されたAI事業者が国際競争上、不利になる可能性も否定できない）。したがって、かかるインセンティブを設けるべきではない。

(3) 【留意事項】について

スタートアップについては、開示に応じるリソースがなく、本プリンシップルコード案の遵守は開発に対する障害となり、政府のスタートアップ育成政策にも反することから例外を認めるべきである。

以上

AI 法研究会 政策提言部会有志

- 石川美津子 初風法律事務所 弁護士
板井貴志 フォーサイト総合法律事務所 弁護士
柿沼太一 STORIA 法律事務所 弁護士
- 金侑里香 大知法律事務所 弁護士
後藤大 晴海パートナーズ法律事務所 弁護士
近藤祥文 のぞみ総合法律事務所 弁護士
- 柴山吉報 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
清水有希 株式会社 HRBrain 弁護士
杉浦健二 STORIA 法律事務所東京オフィス 弁護士
澤田 高宏 合同会社具現考房 代表社員
- 角田龍哉 弁護士
中崎尚 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士
羽深宏樹 京都大学法学研究科特任教授・弁護士
福岡真之介 弁護士
福富友美 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士
- 古川直裕 株式会社 ABEJA 弁護士
松本敬史 Digital MATSUMOTO lab 合同会社 代表
吉永京子 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授
- ほか 3 名。
(五十音順。○は執筆担当者。)